

地方税あれこれ

平成 30 年 8 月号で「ふるさと納税」と「住民税」についてご紹介しました。

他にもたくさんの方の地方税があります。今回は、「都市計画税」「入湯税」「ゴルフ場利用税」についてご紹介いたします。

都市計画税

固定資産税と一緒に賦課され、納税している都市計画税ですが、住んでいる地域により違いがあります。都市計画税は、市町村が課税する目的税で、各市町村の都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充当されます。課税対象は、都市計画法による市街化区域内に所在する土地と建物です。市街化区域は、日本国土の 4%ほどではありますが、人口は市街化区域に集中しています。税額は、固定資産税と同じくその土地や建物の評価額をもとに計算します。税率は上限 0.3%であり、軽減措置や免税点は固定資産税と同じです。大阪府では市街化区域となっているほとんどの市町村は 0.3%ですが、大阪狭山市・河南町など 0.2%のところもあります。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場が所在する市町村において、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、ならびに観光の振興および観光施設の整備に要する費用に充てるために課税される目的税です。（大阪市には温泉地はありませんが、高額の利用料金が必要な温泉施設や、宿泊を前提とするホテル内の温泉などが増加していることを理由に平成 30 年 10 月 1 日から課税されています。）標準税率は 1 人 1 日につき 150 円ですが、全体の約 1 割の市町村が標準税率を採用していないので税額は 20 円～250 円と幅があります。税収は平成 28 年度で 224 億円、入湯税納付市町村のトップは神奈川県箱根町で、10 年以上連続 1 位となっています。箱根町は標準税率の 150 円です。250 円としているのは北海道釧路市のみでしたが、平成 30 年 2 月から大分県別府市も 150 円から 250 円の引き上げを行っています。



ゴルフ場利用税



ゴルフをしない方は目にすることはないかもしれませんが、ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用者に対して都道府県が課税している普通税です（税収のうち 70%は市町村に交付）。ゴルフ練習場の利用は課税対象とならず、また年齢が 18 歳未満の人や 70 歳以上の人、または障がい者は非課税です。一般的には、ゴルフ場に係る開発許可、道路整備などの行政サービスは、専らゴルフ場の利用者にはより高い担税力があるとする考え方により課税されていると言われています。標準税率は 1 人 1 日につき 800 円、上限は 1,200 円です。税率の基準は各都道府県により異なっていて、利用料金、ゴルフ場の規模などに応じて基準の等級が決められ、課税額が算出されています。ですので、同じ規模で同じような利用料金であっても、都道府県により課税額が異なります。平成 28 年度の税収は 459 億円、1 人 1 日平均税額は 656 円となっています。しかし、近年プレー料金が以前より下がっていることにより課税額の占める割合が大きくなっていることや、消費税との二重課税となっていることなどから、ゴルフ団体や文科省が廃止を要望し続けています。ゴルフは東京オリンピックでの正式競技であることも踏まえ、文科省は 31 年度の税制改正要望にもゴルフ場利用税の廃止を盛り込んでいます。12 月中旬には税制改正大綱が発表されます。果たしてゴルフ場利用税は廃止されるのでしょうか。

（文責 大林 慶子）